創新寮寮則

第１章　総則

第１条　この寮は関西学院大学創新寮（Genesis Dorm、G-ドーム、以下「本寮」という。）と称し、関西学院大学学生活動支援機構レジデンスセンターの所管に属す。

第２条　創新寮生（以下「寮生という」。）とは関西学院大学に籍を置き、所定の手続きを経て入寮を許可された者をいう。

第３条　寮生は、創新寮規程に定められた寮設置の目的を理解し、本寮の規則を遵守し、他の寮生と良好な関係を構築し、勉学・研究に励まなければならない。

第２章　入寮・退寮

第４条　入寮・退寮は創新寮規程に定められた所定の手続きを経なければならない。

第５条　入寮選考は、入寮選考委員会が入寮候補者の選考案を作成し、レジデンスセンター長が決定する。

第６条　寮生が寮室を選ぶことはできない。

第７条　寮生は入寮時に部屋を確認し、設備の不具合等がある場合は配備されているチェック用紙にその旨を記入し、入寮１週間以内に管理人に提出しなければならない。

第８条　在寮年数は正規の修業年限（学部４年間、博士課程前期課程・修士課程２年間、博士課程後期課程３年間）とする。ただし、学部から大学院及び大学院の博士課程前期課程・修士課程から博士課程後期課程に進学した者は継続して在寮することができる。正規学生以外の者については、入寮できる期間は２年以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、レジデンスセンター長は、寮生の事情によって、入寮期間の延長を認めることができる。

第９条　寮生が入寮期間満了前に自己都合で退寮する場合は、退寮日の 1 カ月前までにレジデンスセンター長に「退寮願」を提出し、許可を得なければいけない。

２　「退寮願」を提出しない場合は継続して寮費等が請求される。

第 10 条　休学・退学・除籍の場合は、すみやかに退寮しなければならない。

第 11 条　寮費を３カ月以上滞納した者について、面談を行い、同時に保証人にその旨を伝え、改善が見込まれない場合は退寮を命じる。

第 12 条　本寮の管理運営に重大な支障を与えたとき又は他の寮生に著しく迷惑をかけたときは退寮を命じることがある。

第 13 条　年度末に退寮する場合は、次の寮生の受入準備のため、3 月 20 日までに退寮しなければならない。

第 14 条　退寮時には、寮室の清掃を入念に行い、原状回復に努めねばならない。
２　　設備・備品を壊したり汚したりした場合や、清掃されていない場合、若しくは退寮後室内に残置物がある場合は、修理費・清掃費・廃棄費を請求する。
第 15 条　退寮時に寮室の ID カードを必ず管理人に返却しなければならない。
第 16 条　退寮願で申請した退寮日よりも前に退寮した場合、原則として寮費等の減額・返金は行わない。

第 3 章　寮費・管理費

第 17 条　入寮費 60,000 円、寮費 58,000 円、管理費 月額 10,000 円とする。但し、寮費及び管理費については適宜見直すことがある。
第 18 条　寮生は、寮費及び管理費を前月末までに大学に納入しなければならない。
第 19 条　月途中に入寮する場合の寮費及び管理費は、当月の滞在日数に応じた日割り金額で請求する。
第 20 条　月の途中で退寮する場合、退寮日の 1 カ月前までに「退寮願」を提出した場合に限り、寮費及び管理費の日割り金額を適用する。退寮の 1 カ月前までに提出がなかった場合には、提出日から 1 カ月分を請求する。
第 21 条　寮生が短期の留学（約 1 カ月）をする場合は寮費及び管理費を徴収する。中期の留学（3 ～ 4 カ月）及び長期の留学（6 カ月～ 1 年）の場合は退寮を勧める。在寮を希望する場合は、寮費及び管理費は徴収する。退寮した場合、留学終了後の再入寮は保証しない。空室があり、再入寮した場合は入寮費を免除する。
第 22 条　帰省等で長期間不在となる場合でも、寮費及び管理費は請求する。

第 4 章　生活一般

第 23 条　寮生は共同生活をしていることを自覚し、他の寮生に配慮した振る舞い、言動に心がけなければならない。
第 24 条　23 時 30 分以降は静粛タイムとする。大きな声での会話、音楽の音量などは控えなければならない。
２　　特に夜間は寮の建物外においても、近隣の迷惑にならないよう、話し声、騒音に気を付けなければならない。
第 25 条　寮生は常に寮室、共用スペースを清潔に保ち、その整備に努め、設備・器具の保存に責任を負わなければならない。また故意・過失に破損、又は紛失させた場合は自己負担で弁償してもらう。
第 26 条　寮生は異性の寮室及び異性の専用フロアーに入ることはできない。発見した場合は、退寮を命じることがある。
第 27 条　外来者に関しては次のとおりとする。

1　外来者は入退館時に必ず管理人室前で氏名等を記入し、ゲストネックストラップを付けなければならない。

2　外来者は原則 1 階の許可された場所のみ立ち入り可能とする。許可なく 2 階から 4 階の寮室及び寮室フロアーへの立ち入りはできない。

3　外来者は 21 時までに退館しなければならない。

4　外来者の本寮での宿泊は禁止とする。違反があった場合には、外来者を宿泊させた寮生に退寮を命じることがある。

5　引っ越し等で、寮生以外の外来者が寮室フロアーに入る必要がある場合、管理人から許可を得なければならない。

第 28 条　寮生が外泊（2 泊以上）するときは、安全確認・安否確認のため、以下の URL、もしくは QR コードから外泊届を提出しなければならない。ただし、実験等で神戸三田キャンパスに宿泊する場合は提出不要とする。

URL：https://ws.formzu.net/fgen/S3563438/

第 29 条　外出時は冷蔵庫以外（特にエアコン）の電源を OFF にする。寮生は節電・節水に努めなければならない。光熱水道費が大きくなった場合、寮費を適宜見直すことがある。

第 30 条　寮生は寮内の Wi-Fi を利用してインターネットの接続することができる。

第 31 条　飲酒・喫煙・薬物・危険物に関しては次のとおりとする。

1　飲酒は寮室のみとする。

2　外の喫煙所以外は寮室も含め寮内全面禁煙とする。

3　寮室内で喫煙による臭いや変色、汚れが見られた場合は、原状回復に係る費用を請求する。

4　寮周辺での歩きタバコは禁止とする。

5　20 歳未満の者は飲酒及び喫煙をしてはならない。

6　違法薬物の所持、使用をしてはならない。

7　銃器・刀剣類等、法令に反する物の所持または保管をしてはならない。

第 32 条　カフェテリア（食堂）の利用については次のとおりとする。

1　食堂営業時間は 8 時～10 時及び 18 時 30 分～21 時 30 分とする。

2　日曜祝日は食事の提供はしない。又、年末年始、夏期休業期間も提供はしない。

3　食事は申込制とする。（Domico というアプリをダウンロードする）

4　朝食は 200 円、夕食は 440 円とする。但し、物価の上昇等の理由により、変更する場

合がある。

5　食事の予約は 7 日前、キャンセルは 3 日前までに行わなければならない。

6　食堂は寮生が日常の食事をする場所である。食事提供時間及びその前後はそれ以外の目的では使用できない。使用できる時間は平日 22 時～23 時 30 分、土曜日は 12 時～16 時及び 22 時～23 時 30 分、日曜日は 8 時～23 時 30 分までとする。

第 33 条　2 階以上の各フロアーのリビング・キッチンの使用については次のとおりとする。

1　使用できる時間は 5 時～23 時 50 分とする。

2　キッチンは共用とする。使用後は必ずきれいに掃除し、生ゴミ等は所定の場所に捨てなければならない。

3　食材・調味料等は各自で用意し、キッチンには置きっぱなしにはしない。

4　共同使用のものは大切に使用し、使用後は洗浄・清掃する。

5　キッチンを使用する際には火災・事故等に十分気を付ける。

6　他人の私物は使用しない。

第 34 条　ゴミの出し方については次のとおりとする。

1　部屋のゴミは三田市の決められたルールに従い（三田市指定ゴミ袋使用)、燃やすゴミ、燃やさないゴミ、ペットボトル、空きびん・スプレー缶、古紙に分別する。

2　ゴミカレンダーを確認し、収集日の朝 8 時までにゴミ集積所に出す。

3　粗大ゴミ、電気製品を廃棄する場合は、三田市（079-559-1212）に連絡し、回収に立ち会わなければならない。粗大ゴミ、電気製品の大きさによって回収料金が異なる。

4　回収料金を支払わず無断で粗大ゴミを捨てることは法律で禁止されている。

第 35 条　大浴場の使用については次のとおりとする。

1　利用可能時間は 17 時～23 時 30 分とする。(時間厳守)

2　年始年末、夏期休業期間は使用できない。

3　石鹸、タオル等、入浴に必要なものは各自で用意し、持ち帰る。放置されているものは処分する。

4　次の人が気持ちよく利用できるよう、きれいに使用する。

5　髪の毛を染めてはならない。染料で汚した場合は、原状回復に係る費用を請求する。

第 36 条　洗濯については次のとおりとする。

1　他の寮生や利用時間に配慮し、洗濯機の中に洗濯物を放置してはいけない。

2　洗濯機の利用料金は 200 円/1 回となる。乾燥機の利用料金は 100 円／30 分となる。

3　洗濯物は各自の寮室内で干さなければならない。

4　寮室への洗濯機持込みは不可とする。

第 37 条　多目的室の利用については次のとおりとする。

1　利用する場合は、事前に予約する。

2　使用が可能な時間は次のとおり。

多目的室 1（ラーニングスペース）8 時～23 時 30 分

多目的室２（音楽）8 時～23 時 30 分
多目的室３（音楽）8 時～23 時 30 分
多目的室４（ダンス）8 時～23 時 30 分
多目的室５（シアター）8 時～23 時 30 分
多目的室６（和室）　8 時～23 時 30 分
多目的室７（シェアキッチン）8 時～23 時 30 分

第 38 条　寮室の管理は次のとおりとする。

1　寮室内（トイレ、シャワールーム、エアコンフィルター含む）の清掃は寮生が行い、清潔に保つ。
2　トイレットペーパーは各自で購入する。
3　トイレには水洗用トイレットペーパー以外のもの（生理用品、クッキングペーパー、ティッシュペーパー、残飯など）は絶対に流さない。故障、配管の詰まり、悪臭発生の原因になるため。
4　定期的に窓を開放して換気し、エアコンは適度(控えめ)に使用する。カビや虫が発生した場合は管理人に連絡する。
5　壁・天井・家具にシールやステッカーを貼ってはならない。また、釘・押しピンを打ち込んではならない。
6　水漏れやその他設備の不具合があった時は管理人に連絡する。
7　寮室を改修してはならない。
8　動物を飼ってはならない。
9　寮室で調理をしてはならない。各フロアーの共用キッチンを使用する。
10　シャワールームや寮室内で髪の毛を染めてはならない。
染料で汚した場合は、原状回復に係る費用を請求する。

第 39 条　寮の ID カードについては次のとおりとする。

1　ID カードは、入居期間中、各自が責任を持って保管する。ID カードを紛失した場合等、ID カード交換が必要になった場合は管理人に連絡する。ID カード交換費用として 3,000 円を徴収する。
2　ID カードを複製（コピー）してはならない。
3　ID カードを他人に貸してはならない。

第 40 条　各種連絡については次のとおりとする。

1　重要なお知らせや点検スケジュール等は Domico で連絡する。
2　大学からの連絡はメールで行うことがあるので、大学のメール（dormitory@kwansei.ac.jp）に注意する。

第 41 条　郵便や宅配便については次のとおりとする。

1　郵便はメールボックスに投函するので各自 1 日 1 回は必ず確認する。
2　宅配便はメールボックスに配達票が投函されるので、宅配ボックスから受け取る。

3　書留は管理人室で預かり、Domico で連絡するので、速やかに受け取りに来る。

4　住所には必ず部屋番号を明記すること。部屋番号の記載がないと郵便物が届かないため注意する。

第 42 条　防災・防犯に関する注意

1　寮室の施錠及び盗難には各自が十分注意する。寮内における紛失や盗難について大学は一切の責任を負わない。

2　管理人・レジデンスセンタースタッフが定期的に館内や寮室を点検（消防点検等含む）することがある。事前に連絡があるので、協力する。尚、緊急の場合は事前連絡なく入室する場合がある（火災等の災害時、安否を確認する場合、水漏れなど)。

第 43 条　火気の取り扱いについて

1　寮内では、火災の原因となる恐れのあるキャンドルやお香を使用してはならない。

2　ストーブなど火災の恐れのある暖房器具を使用してはならない（ホットカーペット・電気毛布のみ可)。

3　敷地内や近隣で花火をしてはならない。

第 44 条　自転車、バイク、車については次のとおり。

1　車の乗り入れはできない。荷物の搬入で利用する場合は、事前に管理人に連絡しなければならない。

2　自転車及びバイク（原則 125cc 以下のみ許可）を持ち込む場合は、管理人に届け出て、登録シールをもらい自転車、バイクに貼付し、指定された場所に駐輪する。届け出のない自転車、バイクは定期的に廃棄する。退去の際は必ず各自で処分しなければならない。

第 45 条　その他

1　入寮者の男女比等により、寮室を移動することがある。その場合はレジデンスセンターの指示に従わなければならない。

2　寮内に備え付けの薬はないため、病院等を受診の上、各自で用意しなければならない。

3　寮生は毎年必ず大学が実施する定期健康診断を受けなければならない。定期健康診断を受診しなかった者については、外部医療機関等において自己負担で健康診断を受診しなければならない。

4　野良猫などの動物にエサをやってはならない。

5　セントラルガーデンでは、他人や設備に危害を与える恐れのある遊戯等は行ってはならない。

6　寮内外での歩きスマホ、スマホをしながらの自転車での走行を禁ずる。

7　盗難、暴力行為、迷惑行為、盗撮、性犯罪等が認められた場合は警察へ通報するとともに退寮を命ずる。

8　寮則やルールを守らず、フロアリーダーおよび大学の指示に従わない場合は退寮を命ずることがある。

第5章　管理人・警備員・フロアーリーダー

第46条　管理人

管理人の業務時間は8時～20時であり、用事がある場合は緊急の場合を除き業務時間内に申し出なければならない。

2　管理人室は管理人の居住スペースでもある。

第47条　警備員

警備員の業務時間は22時～翌朝8時であり、火災、急病、事故、防犯等の緊急対応を行う。一般の管理人業務は行わない。

第48条　フロアーリーダー（FL）

フロアーリーダーは、寮の管理運営の補助業務を行う。寮生はフロアーリーダーの業務を妨げてはいけない。

2　フロアーリーダーは、寮生が救急車を要請した場合、付き添いとして救急車に同乗する場合がある。

3　フロアーリーダーの業務については別に定める。

第6章　緊急時・防火防災訓練

第49条　急病・怪我で直ぐに受診する必要がある場合は、管理人に救急車を呼んでもらい、病院で治療を受ける。治療費や交通費は自己負担とする。

第50条　火災・地震等で緊急の避難が必要な場合に備え、寮内の緊急避難経路を確認しておかなければならない。

第51条　寮生は毎年開催される防火防災訓練に参加しなければならない。

第7章　改正

第52条　寮則の改正はレジデンスセンター委員会で決定される。

附　　則

1　この寮則は2025年（令和7年）3月1日から施行する。

2　この寮則は2025年（令和7年）7月1日から改正施行する。